

## ノートルダム清心女子大学奨学寄付金規程

(趣旨)

第1条 ノートルダム清心女子大学(以下「本学」という。)における奨学寄付金(以下「寄付金」という。)に関する取扱は、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは特定の教員個人の研究奨励あるいは研究分野の教育研究の奨励を目的として、寄付されるものをいう。

(寄付金の申込み)

第3条 寄付金の寄付申込みをしようとする者は、「奨学寄付金申込書」(別紙様式第1号)により、学長あて申し込むものとする。

(受入れの決定)

第4条 寄付金の受入れに当たっては、本学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)に諮り、学長が決定する。

(受入れの通知)

第5条 学長は、寄付金の受入れを決定したときは、「奨学寄付金受納書」(別紙様式第2号)により、寄付者あて通知するものとする。

(寄付金の取扱い)

第6条 納付された寄付金については、大学の経費に準拠して執行する。

(研究の完了又は中止)

第7条 研究担当者は、寄付金による研究を完了又は中止したときは、「奨学寄付金研究完了(又は)中止報告書」(別紙様式第3号)により、当該所属長を経て学長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2011年7月13日から施行し、2011年4月1日から適用する。

## 奨学寄付金申込書

年 月 日

ノートルダム清心女子大学学長 殿

住 所

寄付者氏名

---

下記のとおり寄付を申し込みます。

記

- 1 寄付金額
- 2 寄付の目的及び条件
- 3 寄付金の名称
- 4 その他必要な事項

## 奨学寄付金受納書

年 月 日

寄付者

殿

岡山市北区伊福町2丁目16番9号  
ノートルダム清心女子大学  
学長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付けでお申し込みのありました下記のご寄付を、奨学寄付金として有り難く受納させていただきます。

なお、寄付金を下記の口座にお振り込みいただきますようお願い申し上げます。

### 記

1 寄付金額

2 寄付の目的及び条件

3 寄付金の名称

4 振込口座

銀行名	中国銀行 本店
口座番号	普通預金
口座名	ノートルダム清心女子大学 学長 ○ ○ ○ ○

別紙様式第3号

学 長	学部長	所属長

年 月 日

ノートルダム清心女子大学学長 殿

所属・職

氏 名

---

奨学寄付金研究完了（又は中止）報告書

このことについて、本研究が完了しましたので（又は中止することとなりましたので）、報告いたします。